

西尾市行政改革大綱

(平成7年3月策定)

西 尾 市

． 基 本 方 針

最近の行政を取巻く諸情勢は、政権の55年体制の崩壊、その後の目まぐるしい政権交替、バブル経済崩壊後の長期に亘る景気の後退、円高と企業の空洞化、地方自治法の改正、規制緩和及び地方分権の推進等、従来から言われている少子化・高齢化・国際化・高度情報化への対応と相俟って極めて厳しく、変革の時期にあり、かつて経験したことのない新しい状況下にあります。

特に異常な円高と企業の空洞化や発展途上国の抬頭は、市税が伊勢湾台風による災害時を除き市制始まって以来、前年対比初のマイナス数値に見られるように、直接本市も大きな影響を受けており今まで我が国が克服してきた、オイルショック・貿易摩擦とは異なることを、小資源国であることの再認識と併せて、共通の現状認識として受け止める必要があります。

この現状認識は、言い換えれば、今後の社会経済の発展はより高度な技術革新等なくしては難しいとの認識であります。このため、市民に対しては行財政事情及び行動計画などを情報発信し、その実現に向けての協力を求めると共に職員に対しては、今までの発展一辺倒の意識から、必要に応じて、維持・縮小への方向へ自治体能力の機能強化と併せて積極的に転換できるよう改革をおこなっていく必要があります。

本市では、昭和60年に西尾市行政改革大綱を策定し、積極的に実施してきたところであるが、このような現状認識をもとに、本年度さらに国に先だって、西尾市独自の行政改革に取り組むものであります。

このような変革の時期にあって、限りある行政資源の中で市民に信頼される行政を推進するには、行政が透明で、簡素で、効率的であることは勿論、住民自治に基づき諸事業を取捨選択し計画的に遂行すると共に、変化に即した行政改革を、先見性を持って弾力的かつ主体的に取り組む必要があります。

今回の行政改革にあたっては、こうし基本理念のもとに、民間の方々10人による『西尾市行政改革懇談会』からの報告書を最大限に尊重し、市議会や監査委員と連携と協力を図りつつ、全職員が一丸となって取り組むものであります。具体的には、西尾市行政改革実行計画を策定し、実施項目を短期・中期・長期に分類すると共に、ローリング方式により毎年見直しを行ない進捗状況をチェックしながら実施していきます。

その目指すところは、職員の意識改革を始め、「実行する行政」「開かれた行政」「変革に対応できる行政」と市民から評価される行政改革を実施するものであります。

重点措置事項

1．行政改革等の推進に関する監視機能の強化

西尾市行政改革推進本部は、住民自治に基づき「開かれた市政と市民参加の視点」を重視した行政運営の基本的な姿勢を持って推進する必要があります。そのため、平成7年度には、中立的第三者機関としての位置付けによる（仮称）『西尾市行政評価委員会』を設置し、監視機能・調査機能及び公表機能の強化を図っていきます。

2．行財政状況の市民への積極的な公表

西尾市行政改革大綱の公表はもとより、具体的実行計画などの進捗状況や、予算・決算・給与・定員管理等を広く市民に情報公開し、行政と市民との協力・協働の関係を確立していきます。

情報の公開にあたっては、該当年度だけでなく過去の状況や類似団体との比較や、図やイラスト等を用いてできる限り分かりやすい表現にしていきます。

3．許認可等の整理合理化

行政手続法の施行に伴い、条例等による市独自の行政事務手続きを検討し民主的で公正で効率的でかつ透明性の高いものとし、許認可申請などをスピーディーに処理し住民負担の軽減を図る必要があります。

また、不利益処分には、権利が十分保障されなければなりません。そのため、行政手続条例または、要綱設置等により市の従来の手続きの在り方を考慮して制度化を図っていきます。

4．事務事業の見直し

経営資源の削減については、職員一人ひとりが小さな事務事業を足元から見直し、運動として展開していく必要があります。この運動を「ケチケチ作戦」と位置付け、経費削減に対する職員意識の醸成や実行により経常経費の削減を図っていきます。また、事務事業については、厳しい財政状況及びその事業の効果性などを勘案しつつ全体を再検討し、不要事務については廃止をしていきます。

5．補助金等の見直し

補助金等については、不断の見直しや、終期の決定等を実施し、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果などを精査の上、「廃止・統合・メニュー化等」により整理合理化を図っていきます。

6．人事及び勤務条件の適正化

(1) 定員適正化計画の策定

定員管理の現状分析に基づくその適正化計画策定については、特にスクラップアンドビルド(注1)やサンセット方式(注2)を取り入れると共に減員の方針で、おこなっていきます。策定にあたっては、5か年計画によるローリング方式を推進するため、自主的・主体的に定員適正化目標及び計画期間を定めた『定員適正化計画』を策定し、定員管理の一層の適正化に努めていきます。

(2) 職員研修の充実

社会経済情勢の変化に対応し、市民の信託に答えるためには、明確な目標設定と効果的な進行管理の徹底を図り、内外情勢の変化に対応できる「政策形成能力や創造的能力」を有する人材育成が急務であります。

毎年度、研修概要を作成し体系付けを行い「1．基本研修 2．特別研修 3．職場研修 4．派遣研修」を実施し、希望者には通信教育も実施

しているがなお一層の向上を図り、民間企業のノウハウ等を吸収し行政に生かすために民間企業への派遣や、民間主催の研修会への積極的参加をおこなっていきます。

(3) 勸奨退職者制度の充実

現在、50歳から勸奨退職者制度が適用されていますが、人件費の削減及び人事の刷新を図るため勸奨退職に伴う優待制度を創設していきます。

(4) 特別職及び管理職の手当の引き下げ

厳しい財政状況下に置いて、行政改革に取り組むため、当分の間特別職及び管理職の手当の引き下げを行なっていきます。

(5) 特殊勤務手当等の見直し

特殊勤務手当等は、長い間の当局と職員団体との交渉を踏まえた慣行の制度化により実施されてきましたが、社会情勢が大きく変化している現状を鑑み、不合理・不適切となったと考えられる診療手当等があるので、改めて全般についての趣旨の見直しをおこない整理合理化を図っていきます。また、国の支給基準を上回らないように、常にチェックをしていきます。

(6) 時間外手当等の見直し

民間企業では、特に削減に努力している「時間外勤務手当」については、勤務時間内での集中、より計画的な事務の遂行、ノー残業デーの徹底、OA化等による事務の迅速化により削減の実施に努めていきます。

7. 時間に即応した組織機構の見直し

(1) 部、課、係、公所の統廃合

縦割り行政の解消を図るため、組織の細分化をさけできるだけ機能的な組織にするため、部設置条例及び行政組織規則の見直しを行い「組織は戦略に従う」との視点にたって、柔軟で実態に即したものとしていきます。

(2) 審議会等の附属機関の整理、削減等

審議会等の附属機関については、その必要性の有無を改めて検討すると共に類似組織の統廃合や、委員数の削減も併せて検討し実施していきます。

(3) 協同体制の確立

少数精鋭主義を基本に、職員配置をしなければならない現状にあっては、要因計画・組織機構・3か年主要事業計画を的確に把握し、常軌的事業・特別事業で一時的に人員の必要な事業については、全庁・部・課等による協同体制を確立していきます。

8. 外郭団体等の見直し

西尾市都市施設管理協会等の外郭団体については、設立の目的、業務の性格、内容をふまえて一層の市民サービスが図られるように、常に見直しを図っていきます。

9. 公共施設の管理運営等

(1) 多目的利用の推進

施設の管理運営にあたっては、より良いサービスを一体的、効果的に市民に提供することを条件に、平成9年度以降建設予定の公民館を主体として、生涯学習・デイサービス・図書館の分室や、住民票等の自動交付機などの設置を含め管理・運営の一元化の在り方を検討し実施していきます。

(2) 現有公共施設の利用の見直し

今後の財政状況を鑑みると、予算の急速な伸びは見込めないのかかわらず、市民の要求はますます多様化・複雑化しているので、それに対応するためや人口の少子化に伴う、学校・保育園・幼稚園等の公共施設の多目的利用を創意工夫して、市民サービスの向上・充実に努めていきます。

また、文化会館等については、なお一層の有効活用を図るため貸館方式から自主事業を主体とした運営を行うことができるよう検討していきます。

(3) 施設の利用申込に関する情報ネットワーク

文化施設・スポーツ施設・公園・福祉施設等の生涯学習施設の利用状況や、申込状況を情報ネットワーク化し、併せてカード方式の導入も検討し、利用申込などの利便化、簡素化を図っていきます。

(4) ランニングコストの低減化対策

経費の項目別数量化により現状認識ができるマニュアル化を図り、常に経費のチェックをおこなうと共に、類似団体との比較により経費の低減化を図っていきます。

10. 行政サービスの改善

(1) 民間委託の実施

行政運営の効率化、経費節減を図るため、民間委託の実施が適当と認められる事務事業については、積極的に推進を図っていきます。

ただし、市民サービスの低下につながらないよう適正な管理・監督のもとに行政責任の確保や市民サービスの維持向上に努めていきます。

民間委託にあたっては、特に技術水準や経営能力などの専門的に優れている点を精査し積極的に活用し、経済的かつ効率的な行政運営を考慮しおこなっていきます。

(2) 高度情報通信技術の活用

ア. O A化び個人保護条例

O A化の推進にあたっては、その推進目的と効果を明らかにし、その結果経費節減につながるもの、または著しく市民サービスの向上につながるものに限って実施していきます。

機種については、全庁的に互換性のある機種の選定に努めていくとともに、事務の移行、入力時の協力体制、業務内容の見直し、及びプライバシー保護のための個人保護条例の設置の検討を実施していきます。

イ. 住民票等の自動交付機の設置

市民に身近な窓口行政サービスは、週休二日制の導入や高齢化社会に伴い、それに対応できる改善を図っていく必要があります。住民票の写しや印鑑登録証明書の自動交付機の積極的な導入を図ると共に、その設置場所については、公共施設や量販店などの市民が多数出入りされる場所への設置を検討し、より市民の立場に立った行政サービスの向上を図っていきます。

11. 広域行政の一層の推進

(1) 効率的な広域行政事務事業

平成6年度末に期限切れとなる「市町村合併特例法」にからみ、平成6年11月に地方制度調査会が内閣総理大臣に対し、「1.住民発議制度の創設 2.議員定数及び在任の特例措置の見直し 3.財政措置の充実 4.市町村建設計画 5.地域特例法の特例措置」が答申され、新しい動きがでています。

また一方、地方自治法の一部改正に伴ない広域連合制度が創設されましたので、今後はこれらを検討しながら、より広域的に進めることが適切な事務事業については、積極的にその広域化を進めていきます。

(2) 広域施設の整備

広域的視点にたった施設の設置基準を策定すると共に、広域内の各市町の機能・役割を明確にし、類似施設の並立を避けつつ、効果的な施設整備を図っていきます。

(注1) スクラップアンドビルド 組織の新設(ビルド)にあたっては、同等の組織の廃止(スクラップ)を条件として、純増を認めないという等価交換による組織管理の手法

(注2) サンセット方式 組織、制度、事業等であらかじめ期限を設けておき、終了と同時に関連する組織や定員を全て廃止すること